

漁業の成長産業化

取りまとめ

「漁業構造改革総合対策事業」(農林水産省所管事業)

「浜の活力再生交付金(強い水産業づくり交付金)」(農林水産省所管事業)

「国産水産物流通促進・消費拡大総合対策事業」(農林水産省所管事業)

「国産水産物安定供給セーフティネット事業のうち漁業経営等安定水産物供給平準化事業」(農林水産省所管事業)

「国産水産物流通促進事業」(農林水産省所管事業)

- ・ 漁業構造改革総合対策事業については、事業実施者のコスト削減・収益性の向上を目指すにとどまり、資源管理を含めた持続可能なビジネスモデルの確立までには至っていない。資源管理が適切に行われていない状況で操業・生産体制や流通販売の効率化を高めた場合、全体として合理的とは言えない投資や中長期的には漁業資源の枯渇を招き、むしろ成長産業化の方向性に反するおそれがある。今後は、科学的なデータ分析に基づいた個別割当制度等(IQ(個別割当)・ITQ(譲渡性個別割当))を導入し成長産業化に成功している国々を参考としつつ、これまでの実証事業の成果の分析を深め、持続可能なビジネスモデルを早急に確立すべきである。
- ・ 浜の活力再生交付金については、漁業所得の向上を成果指標としているが、その持続可能性を維持するための資源管理の状況を含めた形での成果は明らかにされていない。交付対象の浜ごと及びそれ以外の浜も含めたデータの比較分

析を行い、適切な投資のもとで資源管理と漁業所得の向上が成立している成功事例とその要因を明らかにすべきである。また、その結果に基づいて、国の負担の必要性も含め、今後の事業の在り方を見直すべきである。

- ・ 国産水産物流通促進・消費拡大総合対策事業は、本来、水産物販売や流通関連業者の自助努力又は地方自治体により行われるべきことであるとの考えの下、国の関与については真に必要なものに見直すべきである。